

# 観光まちづくり学会 投稿規程

## 1. 内容

観光まちづくりに関する学術・技術についての論文・報告とし、原則として未発表のものに限る。ただし、学術研究発表会で発表したものは、この限りではない。

## 2. 投稿資格

投稿は、会員に限る。ただし、共同執筆者に非会員を含むことができるが、筆頭執筆者は、会員とする。

## 3. 原稿の種類

- (1) **論文**：学術的価値のあるもので、一編ごとに論文としての体裁を整えているもの。長い論文を分割し、連続形式として応募した論文は、独立した論文とはみなせない。
- (2) **研究ノート**：学術的価値のあるもので、未完成な論文。
- (3) **報告**：調査・計画・設計・実務などに関する資料紹介および報告。
- (4) **紀行文**：著者が実際に訪問した町や地方の紹介、報告。

## 4. 原稿の執筆要領

- (1) **論文・報告の本文**：投稿一編につき刷上り12頁を基準とし、要約（Abstract）とキーワード（5つ以内）を必ず記載する。
- (2) **研究ノート・報告・紀行文の本文**：投稿一編につき刷上り6頁とする。研究ノート・報告・紀行文については、要約（Abstract）を必要としない。論文のキーワードについては、英文表記も記述する。
- (3) **図表等のカラー印刷**：認めない。
- (4) **本文の超過頁と費用負担**：基準の頁数を超過する場合は、次のとおりとする。
  - 1) 超過頁は、4頁を限度とする。
  - 2) 費用は、1頁につき2,000円とし、著者が負担するものとする。

- (5) **執筆要領**：完全版下和文原稿作成例に記載している。

## 5. 原稿提出

提出原稿は、PDFファイルとする。（頁番号が付いていないもの）原稿表題の脇に「論文」、「研究ノート」、「報告」、及び「紀行文」の区別を付す。著者は、学会誌編集委員会の意見に応じて修正した後、再度PDFファイルにて原稿を送付する。

<PDF原稿送付先>

E-mail:office@kankou-m.jp

事務局長あて

## 6. 原稿受理

原稿が編集委員会に到着した日を受理日とし、編集委員会開催日以降に査読を開始する。なお、審査の結果、原稿が再審査となった場合には、改訂原稿受理日を併記する。

## 7. 審査

学術論文審査委員会が査読委員3名の査読結果をもとに採否を決定する。なお、「論文」・「研究ノート」についての判定基準は、以下の通りである。「報告」についてもこの判定基準を準用する。

- (1) **内容**：新規性、論旨の明確さ・妥当性、方法の独創性、結論の独創性、資料の信頼性、調査方法の妥当性。
- (2) **表現**：表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ。

## 8. 再審査

審査の結果「再審査」の場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。